ゆーあいケア

《　指定訪問介護利用料金表　》

1　要介護１～５に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は１回ごとに算定され、以下のとおりです。
実際の計算は、１か月の合計単位数に基づいて行います。

①身体介護が中心のとき　　単位：円

所要時間	通常			夜間及び早朝(※1)		
	8:00～18:00			6:00～8:00 18:00～22:00		
身体介護	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担
20分未満（※2）	1,917	191	383	2,396	239	479
20分以上30分未満	2,865	286	573	3,584	358	716
30分以上１時間未満	4,543	454	908	5,678	567	1,135
１時間以上１時間30分未満	6,637	663	1,327	8,294	829	1,658
１時間30分以上２時間未満	7,596	759	1,519	9,503	950	1,900
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合	引き続き行う生活援助の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位を加算					

※1・1回につき所定単位数の25/100に相当する単位数を所定単位数に加算したものとなります。
※2・20分未満には算定要件があります。

②身体介護に引き続き生活援助を行うとき　　単位：円

所要時間	通常			夜間及び早朝(※1)		
	8:00～18:00			6:00～8:00 18:00～22:00		
身体介護＋生活援助	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担
身体介護30分未満 ＋生活援助20分以上45分未満	3,636	363	727	4,543	454	908
身体介護30分未満 ＋生活援助45分以上1時間10分未満	4,397	439	879	5,501	550	1100
身体介護30分未満 ＋生活援助1時間10分以上	5,168	516	1033	6,460	646	1,292
身体介護30分以上1時間未満 ＋生活援助20分以上45分未満	5,303	530	1,060	6,637	663	1,327

身体介護30分以上1時間未満 ＋生活援助45分以上1時間10分未満	6,074	607	1,214	7,596	759	1,519
身体介護30分以上1時間未満 ＋生活援助1時間10分以上	6,845	684	1,369	8,554	855	1,710
身体介護1時間以上 ＋生活援助20分以上	厚生労働大臣が定める基準による					

③ 生活援助が中心のとき

単位：円

所要時間	通常			夜間及び早朝(※1)		
	8:00～18:00			6:00～8:00 18:00～22:00		
生活援助	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担	利用料金	うち利用者1割負担	うち利用者2割負担
45分未満	2,094	209	418	2,625	262	525
45分以上	2,584	258	516	3,219	321	643

2・加算

単位：円

	利用料金	うち利用者１割負担額	うち利用者2割負担額
①　特定事業所加算Ⅱ （1回につき）	単位数×10％		
②　緊急時訪問介護加算 （１回につき）	1,042	105	209
③　初回加算（１月につき）	2,084	209	417
（宗像市）	1,600	160	320
④　介護職員処遇改善加算Ⅰ （１月につき）	月間の利用総単位数（基本報酬＋各種加算・減算）×13.7％		
⑤　介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（１月につき）	月間の利用総単位数（基本報酬＋各種加算・減算）×4.2％		
⑥　介護職員等ベースアップ等支援加算（１月につき）	月間の利用総単位数（基本報酬＋各種加算・減算）×2.4％		

※　①　②　③・・・当該加算の算定要件に該当した利用者が算定の対象となります。

※　④　⑤　⑥・・・介護職員の処遇改善に係る加算として、利用者全員が算定の対象となります。

※利用に係る利用者負担金は、原則として利用料の1割。

ただし、一定以上の所得のある方は、介護保険負担割合証に記載された割合が利用者負担金となります。

「事業対象者、要支援１，２」　利用単位　　令和3年10月1日以降

単位：円

サービス名	料金	
訪問型サービス　Ⅰ	1,225　/月	（月５回利用が必要な人）
訪問型サービス　Ⅱ	2,447　/月	（月９回～１０回利用が必要な人）
訪問型サービス　Ⅲ	3,883　/月	（月１３回～１５回利用が必要な人）
訪問型サービス　Ⅳ	279　/ 回	（ひと月中４回まで）
訪問型サービス　Ⅴ	283　/ 回	（ひと月中５回～８回まで）
訪問型サービス　Ⅵ	299　/ 回	（ひと月中９回～１２回まで）

「宗像市　介護予防・日常生活支援総合事業」 利用料金

単位：円

サービス名	料金
訪問型サービスA	217 / 回

宗像市「事業対象者、要支援１，２」　利用料金

単位：円

サービス名	料金
訪問型サービス費（Ⅰ）	1,176
訪問型サービス費（Ⅱ）	2,349
訪問型サービス費（Ⅲ）	3,727

※平成２９年４月提供分より処遇改善加算Ⅰ（13.7%）が加算となります。
※平成２７年８月提供分より介護負担割合が２割のかたは自己負担金が２割になります。
※平成３０年８月提供分より介護負担割合が３割のかたは自己負担金が３割になります。
※令和　３年５月提供分より特定処遇改善加算Ⅱ（4.2%）が加算となります。
※令和　４年１０月提供分より介護職員等ベースアップ等支援加算（2.4%）が加算となります。
※令和　５年４月１日提供分より特定事業所加算Ⅱが適用となります。

３・地域区分

福津市の地域区分が「6等級」となるため、総料金に1.042を乗じた金額となります。